

気象要件等による岩美町立小・中学校における臨時休業のガイドライン

岩美町教育委員会

1 ねらい

児童生徒の安全確保に資するために、本町における気象要件等による臨時休業のガイドラインを定める。

2 気象要件による臨時休業の判断について

(1) だれが決めるのか

非常変災による学校の臨時休業については、校長の判断となる。休業する場合、校長は教育委員会へ報告義務がある。(学校教育法施行規則第 63 条 町小中学校管理規則 8 条)

(2) どう決めるのか

できるだけ町内の学校で統一した対応を行うため、校長会、教育委員会で協議して決定する。ただし、小・中で異なる対応もある。

(※令和 2 年 1 2 月 大雪のため日交バスと JR が運休のため、中学校のみ休業)

(3) どうなったら臨時休業となるのか

朝 5 時 5 0 分の段階で以下の場合を基準とする。

①特別警報の場合

②台風接近に伴う警報のうち「大雨警報(土砂災害・浸水害)」「洪水警報」「暴風警報」が発表されている場合。

③避難所が開設され、多数の避難者がいる場合

(4) 上記以外の警報は状況を協議して臨時休業を検討する。

3 地震・津波の場合

(1) 震度 6 弱の場合、大津波警報の場合は臨時休業とする。

(2) ただし、震度 5 強以下の場合、及び津波警報の場合は状況を確認後、臨時休業の可否を検討する。

4 保護者への連絡方法について

(1) 文書をもって周知する。

(2) 文書が間に合わない場合はマチコミメールを活用する。ただし、未加入者への連絡は電話で行う。

5 下校方法

(1) 気象状況を勘案し「引き渡し」を基本とする。

(2) 集団下校の場合は教職員が引率する。

(3) スクールバスは教職員が同乗する。

警報・注意報について

R4.7.1

気象	大雨特別警報	大雨特別警報 (土砂災害) 大雨特別警報 (浸水害) 大雨特別警報 (土砂災害・浸水害)	大雨警報	大雨警報 (土砂災害) 大雨警報 (浸水害) 大雨警報 (土砂災害・浸水害)	大雨注意報	
			洪水警報		洪水注意報	
	大雪特別警報		大雪警報		大雪注意報	
	暴風雪特別警報		暴風雪警報		風雪注意報	
	暴風特別警報		暴風警報		強風注意報	
	波浪特別警報		波浪警報		波浪注意報	
	高潮特別警報		高潮警報		高潮注意報	
					雷注意報	
					濃霧注意報	
					乾燥注意報	
					なだれ注意報	
					着氷注意報	
					着雪注意報	
					融雪注意報	
					霜注意報	
					低温注意報	
	震度 6 弱					
地震						
津波	大津波警報		津波警報		津波注意報	津波予報
噴火	噴火警報 (居住地域)		噴火警報 (河口周辺)			
	噴火警報		河口周辺警報			噴火予報